

いじめ防止基本方針 雲南市立西日登小学校 ～子どもの人権と生命を守る西日登小学校～

I いじめ防止の基本的なスタンス

- ① なによりも、子どもの人権、生命を守る教職員集団である。
- ② 「安心して学べる学校」をめざし、児童の「居場所づくり」に努める。
- ③ 「分かる授業」を工夫し、児童の学力向上を目指すとともに、児童の学習状況により、個別指導を適時、適切に行う。
- ④ 特別支援教育の視点に立ち、一人一人の個性を大切にした指導、支援を行うとともに、児童がお互いの違いを認め、尊重し合う支持的な風土を醸成する。
- ⑤ 認め合い支え合う集団づくりにより、自己有用感を高めていく。
- ⑥ 生活・学習規律の確立に努め、節度ある学校生活を送らせるよう指導する。
- ⑦ 児童の様子を家庭（保護者）や地域に積極的に情報提供し、学校・家庭・地域が協働して児童支援にあたる。
- ⑧ 「いじめ対応基本マニュアル」を活用し、いじめの早期発見・早期対応にあたるとともに、教育委員会、各種機関を含めた組織的な対応に努める。

II 具体的な取組（重点及び基盤的取組事項）

1 重点的な取組

【良好な人間関係の構築と望ましい集団づくり】

- ① なかよし班活動(縦割班)を中心とした仲間づくりを行う。
- ② 「心のアンケート」、教育相談、アンケートQ U等を活用し、望ましい集団づくりを行う。
- ③ 学級や縦割り班、委員会活動等で、児童一人一人のがんばりを最大限評価し、自尊感情を高め他者理解を促すことにより、認め合い支え合う集団づくりに努める。

【特別支援教育の視点に立った指導、支援】

- ① ユニバーサルデザインの授業のための教材、教具や指導方法を工夫する。
- ② 達成感、満足感を味わわせるための課題設定や単元構成を工夫する。
- ③ 個々の力に応じ、個別指導と全体指導をバランスよく行う。

【授業改善、指導力向上に向けた取組】

- ① ねらいを明確にした「分かる授業」をめざす。
- ② 学習内容をふりかえり、次時に生かすとともに、個別指導につなげる。
- ③ 授業の中に、話し合い活動（全体、グループ、ペア）を意図的に取り入れ、児童がお互いに学び合い高め合う学習集団づくりに努める。

Ⅱ 具体的な取組（重点及び基盤的取組事項）

2 基盤的な取組

教職員自らの意識改革

- ① 「いじめ」は、本校でも十分起こりうるという認識、危機感を全教職員がもつ。
- ② 子どもを多面的に見る。一様な見方、思い込み、他者との比較等の偏りを払拭する。
- ③ 子どものよさを最大限評価する。「ほめて育てる」ことを基本に子どもに接する。
- ④ 善悪については、毅然とした態度で臨む。
- ⑤ 「教職員の言動で子どもの意識がつくられていることもある」という認識に立ち、常に公正・公平な態度で子どもの前に立つ。
- ⑥ 人権尊重の理念に対する理解と認識を深め、「隠れたカリキュラム」を意識した学習指導や学級経営等にあたる。
- ⑦ いつもと様子が違う子どもにはすぐに声かけをし、心配ごとや困っていることに対応する。そのために、ふだんから観察やコミュニケーションを欠かさず行う。

日々の指導、取組の充実

- ① 人権・同和教育を全ての教育活動の基底に据えた指導を行う。また、人権週間においては、重点的な取組を行い、人権尊重の意識を高めていく。
- ② ひやかし、からかい等、差別的な言動へは即時対応する。その際、個別指導と全体指導をバランスよく行う。
- ③ 人権に関わる案件については、全校集会等を開き、全教職員で指導にあたる。
- ④ あいさつを励行し、子どもの指導とともに、教職員自らがモデルとなる。
- ⑤ 言語環境を整える。呼称は「さん」を使う。
- ⑥ 児童に関する情報交換の場を職員会議の中に位置づけ、情報収集、情報交換を行う。指導を要すると判断した場合は、全教職員が共通認識のもと同じスタンスで指導にあたる。
- ⑦ 気になることがあれば、すぐに職員室で話題に挙げ、管理職に報告、相談し、早期発見・早期対応につなげる。
- ⑧ 「西日登小学校 ふるまい6ヶ条」を基本とした生活指導により、基本的な生活習慣の確立を促す。
- ⑨ 保護者の気持ちに寄り添い、その思いを受容的に受け止める。また、保護者との連絡を密にし、事案によっては家庭訪問等を行い、直接顔を見て話をする。
- ⑩ 「いじめ」への対応に関する校内研修を計画的に行い、意識高揚、資質向上を図る。

※ 本基本方針が十分に機能しているかを学校評価により点検、評価、改善し、更新していく。